

毎月15日までの会費納入に、
ご協力をお願いします。

会計 山崎 孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



新型コロナ対策

給付金・支援金の申請開始！ 制度を活用し、商売と暮らしを守ろう

協力金等の申請は簡単です

愛知県の要請により休業・時短営業をした事業者へ1事業者当たり50万円を給付する休業協力金と、協力金の対象から外れた小売業者等へ春日井市が独自に行う10万円の支援金の申請受付が始まっています。

申請は非常に簡単で、休業協力金の場合、申告書の写しまたは営業許可証、休業告知のポスター、店舗の外観・内観の写真を添付すれば大丈夫です。申請書は事務所にあります。民商でまとめて春日井市役所に提出するので、早めに申請するようにしましょう。

持続化給付金 自分で申請できました！

また、持続化給付金の申請も始まり、会内外から問い合わせが増えています。持続化給付金の申請はパソコンやスマホ等からのウェブ申請のみとなり、申請にはメールアドレスや申告書等のデータでの添付が必要です。

何人かの会員は自分で申請を済ませています。Sさん（建設）は、必要書類をスマホで撮影して自分で申請しました。Sさんは、「自分でやるのは大変だと思ったが意外とすんなり申請できた。色々教えてもらえてありがたかった」と話します。わからないところは問い合わせてもらえば構いませんので、ウェブ申請にチャレンジしてみてください。どうしても自分で申請できないという方は事務所までご相談ください。

「振り込まれました」

5月1日に申請をしたOさん（美容）からは5月8日付で100万円の振込があったと連絡がありました。振込元には「ジゾクカキユウフキン」と記載されているそうです。

緊急小口資金の活用も検討しよう

上記の休業協力金・支援金には当てはまらない、売上が半分までには減らないので持続化給付金の対象外になるけれども生活は苦しい、という方は緊急小口資金の制度があり、社会福祉協議会で受け付けています。

これは、新型コロナウイルスの影響で収入の減少があった人に、一時的な生計維持のために、個人事業主の場合最大で20万円を据置期間1年以内、無利子で貸し付けるといったものです。

新型コロナウイルス関連の給付金・支援金の案内を折り込んでいます。不明な点がありましたら事務所までお問い合わせください。

雇用調整助成金申請で従業員の雇用を守ろう！

このところ雇用調整助成金に関する問い合わせも増えています。コロナ対応で、雇用保険加入者だけでなくパート・アルバイトへ支給した休業手当も対象となりました。従業員のいる事業所は、雇用調整助成金を積極的に活用して従業員の雇用を守りましょう。

春日井民商では5月12日現在で2名が申請中で、今後申請予定の方も何名かみえます。

流れとしては、①最初の月の休業計画届・申出書を提出し、②翌月に支給申請書を提出します。休業が何ヶ月も続く場合は、休業計画届・支給申請書を毎月提出することが必要となります。手続きの簡略化が進んではいるとはいえ、申請にはまだ非常に多くの書類の添付が必要となっています。

5月12日現在、休業届の提出には休業協定書・労働者名簿・売上減少のわかる書類・登記簿(個人の場合不要)などが必要です。翌月の支給申請時には、出勤簿・給与明細・雇用契約書・年間カレンダー・労働保険算定基礎賃金等の報告も必要です。

申請した方は、「あまりに必要書類が多くて複雑。もっと簡略化してほしい」と話しています。申請希望の方は、事前に事務所まで相談の上、書類を作成してハローワークで内容をチェックしてもらいながら提出することをおすすめします。(担当：原)

～事務所よりお知らせ～

・来所時は必ず事前に電話をお願いします

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、事務所に多数の人が集中することを防ぐ必要があるため、相談等で来所される方は必ず事前に電話の上お願いします。連絡なしの来所はお断りする場合があります。

・事務所の業務は基本的に17時(定時)で終了します

事務局員の健康確保のため、当分の間、事務所の業務時間は17時までとさせていただきます。

どうしても夜間しか来所できないという場合は、事前にその旨を必ずご連絡ください。